

# 国民年金からのお知らせ

平成28年度の国民年金保険料は16260円です！

4月から平成29年3月までの保険料は月額16260円になりました。保険料の納付期限は翌月末（4月分は5月末）です。

毎月の保険料の納付を口座振替の早割制度（当月末振替）にすると、保険料が月々50円の割引になります。

また、4月分から1年分の保険料を納付書で平成28年5月2日（月）までにまとめて納付（1年前納）すると、保険料が年間3460円の割引となります。手元に納付書がない場合は草津年金事務所へ連絡してください。



学生納付特例制度を知っていますか？

国民年金保険料の納付が困難な20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定基準額以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される制度です。次の3つを持って、市役所か年金事務所です手続きを行ってください。

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 新学年の在学証明書か学生証（学生証の複写したものを持参する場合は表裏両面を複写したもの）

※承認期間は原則4月から翌年3月までで、申請は毎年必要です。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（受給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも算入されますが、「老齢基礎年金」の年金額には反映され

問 草津年金事務所国民年金課  
☎077・567・2220

ただし、10年以内であれば承認された期間の保険料をさかのぼって納付（追納）することができ、追納するとその期間は保険料納付期間となり、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認された年度の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が付きま

## 年金相談は「街角の年金相談センター草津へ」

草津駅前の近鉄百貨店（5階）にあり、「対面による年金相談」「老齢・遺族・障害年金の請求書受付」を行っています。

■ 時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜、祝日は休み）  
問 街角の年金相談センター 草津  
☎077・564・4311

# 国民健康保険からのお知らせ

問 保険年金課（東庁舎）  
☎71・23324 ☎72・2460

## 新しい保険証は届いていますか？

平成28年度の新しい保険証は、手元に届いていますか。3月まで使用していた保険証は、有効期限が切れています。これから受診するときは必ず新しい保険証を医療機関の窓口で提示してください。

また、保険証裏面に臓器提供意思表示欄を設けていますので、活用してください。

## 70歳以上の高齢受給者証を持つている人へ

現在の高齢受給者証の有効期限は7月31日です。古い保険証と一緒に処分しないように注意してください。

## 加入・脱退の手続きは早めに

4月は就職や退職など異動が多い時期です。加入・脱退などの届け出が遅れると、いろいろなトラブルが起こりやすくなるので、手続きが必要な人は早めに窓口へお越しください。

## 加入の届け出が遅れると

保険証がないために医療費が全額自己負担になります。また、加入の資格が発生した時点までさかのぼって国保税を納めなければなりません。例えば、平成28年1月15日に会社を退職して、そのままどこにも就職しないでいた人が、4月1日から国保に加入したいと届け出た場合、1月16日にさかのぼって加入することになります。

## ◆脱退の届け出が遅れると

国保の資格がなくなっているのに受診した場合、国保が負担した分の医療費は返還しなければなりません。また、国保と新しく加入した社会保険の両方に、保険税（料）をいったん納めることとなります。

## 学 保険証の交付

大学や専門学校などに行くために家族と離れて、市外に住所をおき下宿生活などしている場合は、学生用の保険証を交付しますので、必ず申請してください。申請には保険証、印鑑、在学を証明するもの、現住所の分かるもの（住民票や公共料金などの領収書など）が必要です。

## 国保税の未納が続くと

納付相談もせず国保税の未納が続く人には有効期限を短縮した「短期保険証」を交付することがあります。また、短期保険証を交付している人で1年以上納付がなく、納付相談もしない場合には「資格証明

書」を交付します。この証明書は国保の資格を証明するだけのもので、医療費はいったん全額自己負担となります。未納が続くと本税のほかに延滞金も加算され滞納額が膨れ上がり、ますます納付が困難になります。こうした状態になる前に、早めに納付相談にお越しください。

## ジェネリック医薬品を知っていますか？

ジェネリック医薬品は、これまで効き目や安全性が実証されてきた薬（新薬）と同等であると国が認めた低価格な薬です。ジェネリック医薬品を希望するときは、医師・薬剤師に相談してください。



## 年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）が支給されます

■ 対象 平成27年度市民税（均等割）が非課税で、年齢が平成28年度中に65歳以上（昭和27年4月1日以前生まれ）の人。ただし、次に当てはまる人は対象外です。

- ・ 市民税が課税されている親族などに扶養されている人
- ・ 生活保護を受給している人 など

■ 給付額 1人につき3万円

■ 申請手続き 平成27年1月1日現在、住民登録のある市町村で手続きしてください。湖南市に住民登録がある人で、給付金の対象になると思われる人には今月下旬に案内チラシや申請書類を送付する予定です。

※湖南市以外で申請を行う人は、当該市町村に確認してください。



問 社会福祉課（東庁舎）  
☎71・2359 ☎72・3788

## 4月から 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の月額が変わります

■ 児童扶養手当 父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を監護している父、母または養育者に支給

■ 特別児童扶養手当 在宅で身体または精神に重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している父、母または養育者に支給

問 子育て支援課（東庁舎） ☎71・2328 ☎72・3788

■ 特別障害者手当 20歳以上の在宅の重度障がい者で、常時特別の介護を要する状態にある人に支給

■ 障害児福祉手当 20歳未満の在宅の重度障がい児で、日常生活活動が著しく制限され介護を要する状態の人に支給

問 社会福祉課（東庁舎） ☎71・2364 ☎72・3788

手当種別	(月額)	
	3月まで(旧)	4月から(新)
児童扶養手当	全部支給	42,000円 → 42,330円
	一部支給	41,990円～9,910円 → 42,320円～9,990円
特別児童扶養手当	1級	51,100円 → 51,500円
	2級	34,030円 → 34,300円
特別障害者手当	26,620円	26,830円
障害児福祉手当	14,480円	14,600円